

指定校変更許可基準

許可基準に該当し、指定校以外の町立学校への通学（通学中・入学時どちらも変更が可能です）を希望する場合、通学に支障がない範囲で、指定校の変更が許可されます。ただし、通学中の事故等は保護者の責任となりますのでご注意ください。

（時津町教育委員会）

種 別	許 可 基 準	提 出 書 類	許可期間
転 居	○年度途中に転居し、引き続き通学中の学校への就学を希望する場合 ※教育上の配慮として弟妹は、卒業該当者が卒業するまで同一学校への就学を承諾する（希望がある場合）。	①指定学校変更承認願	・学期末まで ・学年末まで （最終学年・特殊事情）
転居予定	○転居することが確定しており、実際の転居（届）を行う前から転居先の学校への通学を希望する場合 ○住宅の建替え・改築のため、一時的に転居（届）した場合で、引き続き通学中の学校への就学を希望する場合	①指定学校変更承認願 ②建築業者発行の工事完了引き渡し証明書、建築契約書写、賃貸借契約書写（借家）のいずれか	・転居までの期間
留守家庭	○小学校卒業までの児童で、下校後、家庭に保護監督する者がいない場合に親の勤務地（祖父母・親戚の居住する区域）の学校への就学を希望する場合	①指定学校変更承認願 ②親の勤務証明書または祖父母、親戚の住民票と承諾書	・学年末まで （毎年申請）
その他	○特別な事情（家庭の事情、身体的理由など）により、教育上の配慮が必要であると教育委員会が認める場合	①指定学校変更承認願 ②事由により、提出いただく書類が異なりますので、まずはお問い合わせください。	・事由により異なります。